

# 請負契約事項第1条第3項の運用について

建管 ー 2509

平成20年 3月21日

1. 請負契約事項第1条第3項「この契約事項及び設計図書に特別の定めがある場合」の運用については、以下のとおりとする。

(1) 請負施工契約として指定する事項を有する工事について

1) 直接工事で「請負施工契約として指定する事項」を有する工事

関連施設や環境などへの配慮を要する工事、あるいは実績の少ない特殊技術による工事でより精度の高い施工管理を要する工事として、下記事例やこれに類する工事を対象とする。

(a) 工作物の特殊性により、工法を指定する工事で、例えば特許料を計上する地盤処理工事

(b) 施工現地の隣接環境や施工条件により、施工機種を限定する工事で、例えば無振動・無騒音による基礎工事

(c) 施工段階において、工作物の設計条件を確認することが必要な工事で、例えば一定規格の機種・工法により地盤の支持力を確認する基礎杭工事

2) 仮設工事で「請負施工契約として指定する事項」を有する工事

仮設工事は請負施工契約において、工法、構造を指定する「指定仮設工事」とそれ以外の「任意仮設工事」とに分類し、「指定仮設工事」については以下による。工法、構造を指定する必要のあるものとは「一般的な工法、構造の工事であるが、破損・損壊等により一般住民の生命・生活・財産に影響を及ぼす恐れのある状況での工事」や「特殊工法や新構造の採用など、施工実績の少ない工事で、特に施工管理や安全管理へ配慮を有する工事」であり、下記事例やこれに類する工事を対象とする。

(a) 仮橋、仮道等

一般車輛と工事車輛が混合通行する仮橋、仮道及び発注者が指定する工事用道路

(b) 仮締切

人家、公共施設等への影響が大きい箇所での工事や、関連施設の管理者との協議で工法、構造に指示のあった工事

(c) 仮土留

人家、公共施設等への影響が大きい箇所での工事や通行車輛・通行人へ影響を

及ぼす恐れのある工事

(d) 支保工

特殊設計で支保工構造を指定する工事

(2) 請負施工契約として指定する事項の明示について

発注者は、請負施工契約として指定する事項を有する場合、その指定する事項を「設計図書」及び「契約指定事項書」(様式-1)に明示する。

(3) 請負施工契約として指定する事項を有する工事の変更について

指定事項を有する工事(直接工事、仮設工事)の内容は、施工条件の変化や設計図書等の誤りがあった場合、事項の確認及び協議を経て設計変更を行うものとする。

(4) 新たに請負施工契約として指定すべき事項が生じた場合の取り扱いについて

施工段階において、新たに請負施工契約として指定すべき事項が生じた場合は、発注者と請負者は事項の確認及び協議を行うものとする。

2. 発注者が請負者へ請負施工契約として指定しない事項については、設計図書と区別し、参考図書として提示すること。

3. 適用年月日及び対象工事は、以下のとおりとする。

(1) 平成20年4月1日以降に公告、閲覧する工事。

(2) 対象は、建設部(建築を除く)、農林水産部における工事。

4. 平成7年9月22日付け監-846「請負契約事項第1条第3項の運用について」は廃止する。

(平成24年3月28日建管-2349 一部改正(平成24年4月1日から施行))